

「2023年度安全保障貿易管理に関する要望」について

政策業務第二グループ

安全保障貿易管理委員会では、毎年度、安全保障貿易管理に関する法令・制度改正や実務面での対応を求める要望書を取りまとめ、経済産業省へ提出しています。2023年度は3項目の要望を取りまとめ、8月1日に経済産業省貿易管理部へ提出しました。

ロシア等制裁における国内企業の現地子会社に対する社内システム等の提供に係る許可申請の対象除外については、安全保障貿易管理業務の効率化を図るものであり、早期実現が望まれます。また、企業の自主管理では役職員に対する輸出管理の教育が求められている中、政省令の改正ごとに役員向けの研修マテリアルの作成を求めています。今後、要望実現を果たすべく、当局との意見交換を行っていきます。

項番	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由・背景	考えられる改善案
1	ロシア等制裁に係る役務取引の特例措置	国内企業の完全子会社に対する社内システム、ウイルス対策ソフト及び会計ソフトの提供については、特例措置を設けて頂きたい。	国内企業の海外拠点に対する社内システム等の提供の禁止は制裁の目的に合致せず、許可申請の結果、承認される場合であっても、企業の業務負担となる。	届出または報告をすることを条件に承認申請の対象から除外頂きたい。
2	役員に対する研修用マテリアルの提供	役員に対する定期的な研修実施のため、輸出管理に関する研修用マテリアルを提供頂きたい。	CL(チェックリスト)に役職員への輸出管理関係の指導及び研修実施のチェック項目があり、定期的な研修が求められているが、特に役員に対する研修においては、監督官庁作成のマテリアルを使用することにより、適切で効果的な研修が可能となると考える。	役員向けの10分から15分程度の動画を作成頂き、政省令の改正の都度、公開をお願いしたい。 なお、動画を作成頂ける場合は、当該動画の使用を義務化せず、任意で活用可能なものとして頂きたい。
3	輸出許可申請における電子署名に対する可否の明確化	輸出許可申請の誓約書の記載要領には、電子署名は不可であるとの明確な記載がないが、電子署名の容認及びその際のチェック欄の手書部分の対応法につき検討を要望する。また、電子署名不可の場合においても、それを明確にした記入例などのガイドラインを設定頂きたい。	輸出許可申請の誓約書において、電子署名・電子印とも受付不可との対応を受けた。記載要領などのチェック欄では「署名者の手書き(直筆)」との説明があり、続く署名も手書き(直筆)を要求されていることは推測できる。 しかしながら、相手国需要者の説明では、偽造防止や隔離時のテレワーク対応などの理由から電子化が進められた結果であり、また同国法令でも「信頼できる電子署名は、手書き署名または捺印と同等の法的効力を有するものとする。」と定められており、法的にも電子署名は手書きと同等であるとの説明を受け、需要者に対する説明に苦慮し、申請が滞っている。	電子署名や電子印の容認のためのガイドラインを設定いただきたい。

当会ウェブサイト「提言・要望」

https://www.jftc.or.jp/proposals/2023/20230801_1.pdf?v=3

